

令和8年度イノベーション創出プラットフォーム事業 (Fukushima Tech Create) ビジネスアイデアコンテスト業務委託仕様書

この業務仕様書は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）が行う令和8年度「イノベーション創出プラットフォーム事業 (Fukushima Tech Create)」(以下「FTC」という。)のうち、「ビジネスアイデアコンテスト業務」(以下「本業務」という。)の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 本業務の趣旨及び公募型プロポーザルの目的

福島イノベーション・コースト構想を推進する浜通り地域等15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）以下「イノベ地域」という。）における様々な挑戦をサポートするため、事業シーズ等を生み出し、シーズを有する企業等を育てる仕組みを構築するとともに、本業務を通して当該地域を起点に新たな事業を行う企業等の発掘・定着を促進することが求められている。

本業務は、イノベ地域を舞台に今後活躍が期待される者を対象とする、全国の有望なシーズをイノベ地域に呼び込むため、事業内容やビジネスプランのプレゼンテーション等を通して、起業に向けた機運の醸成を図るとともに情報発信も行い、将来的にイノベ地域にて参加者の事業展開につながることを目的に実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度イノベーション創出プラットフォーム事業 (Fukushima Tech Create)
ビジネスアイデアコンテストの実施に係る業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）

(3) 業務内容

本業務においては、以下の内容に関する企画、広報、PR、参加者募集、調整、運営等の一切の業務を行う。全国の有望なシーズをイノベ地域に呼び込むためのビジネスアイデアコンテストの企画・運営、参加者・協賛集め、1次審査会、最終審査会の運営、海外教育機関交流派遣等を行うこと。

詳細な内容は以下の通りとする。

ア テーマおよび参加対象者

(ア) テーマ

重点6分野※を中心としたイノベ地域の発展につながるビジネスアイデア

※重点6分野：廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、
農林水産業、医療関連、航空宇宙

(イ) 参加対象者

イノベ地域を舞台にしたビジネスアイデアを有し、今後活躍が期待される以下の者

- ・起業アイデアを有する若年層（東日本大震災発生時20歳以下の者）
- ・女性起業家等（年齢不問）

イ 募集期間

令和8年6月1日（月）～令和8年8月9日（日）

ウ PR、参加者募集方法

参加者募集にあたっては、イノベ地域で今後活躍が期待される学生等の若年層や、イノベ地域での課題解決に向けて挑戦意欲の高い女性等を多く集客する手段を講じること。

- ・周知に効果的と思われる広報活動を実施し、参加者募集に努めること。
- ・募集チラシの作成やランディングページを含めたweb、SNSの活用により募集すること。
- ・必要に応じて、再募集を行う可能性があるため、その場合も同様の対応を行うこと。
- ・参加希望者の問い合わせ等に迅速に対応すること。また、対応する中で不明点等が出てきた場合は、必ずイノベ機構に確認した後に回答すること。
- ・「FTCプログラム」へつなげる事業であることを意識し、一定のコンテストレベルを維持すると共に、参加者数も最終審査会に選定される人員（最低8名）の3倍以上を確保すること。

エ 1次審査の実施（書類選考）

1次審査については評点表を主催者と協議の上作成し、書類選考のうえ、主催者側でビジネスプランの新規性、斬新性、社会性などを勘案し合計で優秀者8名程度選定。

書類選考：令和8年8月下旬

オ 最終審査会の開催（プレゼンテーションコンテスト）

(ア) 開催時期・規模等（想定）

1次審査通過者（8名程度）に対して最終審査会を実施。

プレゼン審査会にて優秀者を決定。

開催日：令和8年9月12日（土）

場所：双葉町産業交流センター（F-BICC）

審査員：主催者側にて選定（FTCサポーター等）

来場者：審査員、発表者、関係者等

(イ) 最終審査会の流れ

プレゼンテーションは1人につき7分以内で行う。

質疑応答は1人につき5分以内の時間を設ける。

表彰式 最優秀賞 1件

優秀賞 1件

FTC奨励賞 最大3件

FTC特別賞 1件

敢闘賞

海外研修派遣賞：ファイナリストの中から2名（最優秀賞1名と優秀賞・FTC奨励賞・FTC特別賞の中から1名）を、海外の教育機関等でのピッチを含めた交流派遣を行う（海外研修派遣は希望制とし応募時に事前確認する）。

(ウ) 実施場所

イノベ地域への理解を深めてもらうために、本業務における実施場所をイノベ地域（双葉町産業交流センター）とし、イノベ地域の施設視察（同伝承館、支援施設、イノベ地域進出企業等）を最終審査会後に行うこととする。最終審査会の観客は原則、審査員、参加者、関係者のみの無観客開催とし、利便性の良い場所（JR双葉駅等）から開催場所へバスなどによる移動をサポートする。

なお、視察先や最終審査会の運営については、イノベ機構と協議の上、決定するものとする。

(エ) 最終審査会への参加費用など

- ・ 1次審査通過者8名程度（以下「参加者」とする。）を対象とした最終審査会における視察会に関する費用（バス代、保険料（例：視察中の事故補償）、昼食代、視察先への謝金、会場利用料、視察先入館料等）は、受託者の負担とする。
- ・ 会場の準備も含めた運営にかかる費用一切は、受託者の負担とする。
- ・ 昼食は、参加者および審査委員の分を用意し、受託者が費用を負担する。
- ・ 最終審査会での審査員への交通費および謝金は、受託者が負担する。
- ・ 最終審査会において参加者が、前泊を必要とする場合は、受託者が宿泊先（原

則、双葉町)を手配し、宿泊費を負担する。また、JR 双葉駅から宿泊地までの交通手段も受託者が手配し、費用も負担する。

- ・ 副賞は、イノベ地域の特産品を中心に受託者が用意する。
- ・ 最終審査会の起点は利便性の良い場所（JR 双葉駅等）とし、そこまでの旅費は参加者の自己負担とする。また、最終審査会の終点も同場所とし、そこからの帰路の旅費も同様とする。
- ・ 最終審査会にかかる記録は動画、写真も含め受託者が行う。
- ・ なお最終審査会への諸連絡について、受託者は内容が決定され次第、可能な限り都度速やかに、参加者や審査員等へ行う。

(オ) 海外の教育機関等でのピッチを含めた交流派遣支援等

最終審査会のファイナリストから審査会が妥当と判断し、さらに希望する2名を海外のアントレプレナーを育成しているような教育機関等へ派遣し、ピッチ実施を含めた交流を行うこと。派遣についての企画・調整・プレゼン支援（資料の翻訳、発表の指南、現地での通訳込み）、出張手配、現地への同行等の一切行うこと。

派遣先の国、地域は特定しないが、安全性を最大限に配慮すると共に、提案にはその選定理由を記載すること。訪問機関の選定にあたっては、イノベ地域での活躍に資する施設や機関とし、訪問先と意見交換が行えるよう工夫すること。

派遣時期：令和8年12月または令和9年1月を想定

(カ) F T C 奨励賞受賞者への支援等

対象：最優秀賞に至らなかったものの、特に審査員が選定する参加者（最大3名）

目的：専門家による更なるビジネス感覚等の錬磨

内容：国内において学業等に支障のない範囲でのビジネスアイデアの更なる向上の機会提供を行なうこと。なお、機会の内容についての企画・調整等を一切行なうこと。

(例：アイデアに関する関係業種企業の社員等によるオンラインでの3回程度のメンタリング機会の提供)

実施時期：令和8年11月または12月を想定

(キ) F T C 特別賞受賞者への支援等

対象：最優秀賞、F T C 奨励賞に至らなかったものの、特に審査員が選定する学生参加者（最大1名）

目的：積極果敢な挑戦に対する評価

内容：国内において学業等に支障のない範囲でのアントレプレナーシップ向上の機会提供を行なうこと。なお、機会の内容についての企画・調整等を一切行なうこと。

(例：次のチャレンジに向けた3回程度のメンタリング機会の提供。うち1回はF T C 奨励賞受賞者と共に受講可)

実施時期：令和8年11月または12月を想定

カ (報道機関等向け) 海外研修派遣報告会の開催

(7) 開催内容・時期等 (想定)

海外研修派遣者による研修成果等の報告会の実施。

開催日：海外研修派遣後1ヶ月後

場所：イノベ機構 福島オフィス内

来場者：報道機関、福島県、イノベ機構関係者等

(イ) 費用

海外研修派遣者の移動にかかる交通費(本拠地から福島オフィスまで)は受託者の負担とする。

(4) 基本条件

ア ビジネスアイデアコンテスト参加者の想定条件

参加可能なコンテスト参加対象者等は、以下の条件全てを満たすものとする。

(7) イノベ地域を舞台に起業を目指し、今後活躍が期待される若年層や女性を対象とする。ただし、起業の有無までは求めない。

(イ) 期間中の全てのイベント等への参加が可能であること。

(ウ) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の項目のいずれにも該当しないもの。

a 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

b 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

c 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

d 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

e 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

イ 感染症対策

最終審査会（プレゼンテーションコンテスト）等の開催にあたっては、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）を講じることとする。

3 本業務に係る成果報告等

(1) 成果報告

本業務実施にかかる次のものを成果品として提出すること。提出にあたっては紙2部での提出のほか、電子データ（WORD等の各種形式及びこれらをまとめたPDF形式のもの）を収めたCD-ROM等の電子媒体を2セット提出すること。

- ア 本業務において作成した資料、イベント実施状況等の概要、結果が分かる資料等
- イ その他イノベ機構が受託者と合意の上、成果品として提出を求めるもの。

(2) 業務報告

受託者は、業務の遂行に当たり、本業務の着手又は完了後、速やかに次の書類を提出しなければならない。

- ア 委託業務着手届
- イ 実施責任者および実施担当者通知書
- ウ 委託業務完了報告書
- エ 委託業務実績報告
- オ 委託料請求書

(3) 打合せ・報告（業務に付随する事項）

受託者（受託候補者）は、イノベ機構との綿密な打合せ及び事業の進捗状況等に係る報告を適宜かつ速やかに行い、業務を円滑に遂行すること。

4 契約に関する条件等

(1) イノベ機構との調整

本業務を遂行するにあたっては、イノベ機構と十分調整した上で業務を行い、イノベ機構の指示に従うこととする。

(2) 書類等の適正な管理・保管

受託者は、プログラム参加者等から提出のあった各種書類について、適切に保管し、保管場所等を電子データに記録し、常時、イノベ機構からの求めに応じ検索し提出できること。

(3) 予算管理

受託者は、契約額と照らして、業務実施に係る経費等の実績管理を行う。また、イノベ機構が求めた際、執行実績と執行見込を報告出来るよう把握しておくこと。

(4) 福島県及びイノベ機構の施策に対する理解

受託者は、福島県が行っている「地域復興実用化開発等促進事業」や及びイノベ機構が実施する各種事業に関しての理解を深めること。

特に本業務が「イノベーション創出プラットフォーム事業 (Fukushima Tech Create)」における重要な一つの構成要素である旨を理解の上、業務を進めること。

また、予算成立を前提として、次年度以降の当事業の参加につながる様、恒常的に事業の宣伝等に努めること。

5 受託者の責務

(1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応すること。

(2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、プログラム参加者及びその関係者と利害関係を持つなど、イノベ機構の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(3) 法令等の遵守

ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報及び事業者等の情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

イ 個人情報等の目的外使用の禁止

本業務を通して知り得た個人情報及び事業者等の情報等については、他の目的で使用すること及び売買・提供することを禁止する。

ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約が終了した後も同様である。

(4) 施設・設備の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した施設又は備品を本業務以外の目的で使用してはならない。

6 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、イノベ機構と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

ア 成果の帰属

本業務により得られた成果は、原則としてイノベ機構に帰属するものとする。

イ 本業務の引継

受託者は本業務に係る契約の終了後、他社に本業務の引継を行う必要が生じた場合は、対象事業者等の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継に努めるものとする。

ウ 本業務に係る書類の整備・保管

本業務に係る書類の整備・保管については、次のとおりとする。

- (ア) 本業務の書類については、他の業務と混同しないよう区分すること。
- (イ) 本業務の実施にあたっては、次の会計関係書類等を準備し、適切な業務運営を図ること。
 - ・総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類
 - ・本業務に従事するスタッフ等の名簿、業務従事記録表等の関係書類
 - ・その他、本業務に係る関係書類（支出関係の証憑書類等）
- (ロ) 本業務終了年度から5年間保管すること。
- (ハ) 本業務は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となることを踏まえ、適切な業務運営を行うこと。
- (ニ) 受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、イノベ機構に協力しなければならない。
- (ホ) 本業務に関連し、受託者の故意又は過失など受託者の責により、イノベ機構に損害が生じた場合は、受託者はイノベ機構に対してその損害を賠償しなければならない。